

徳島県教育委員会規則第十一号

徳島県立学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年七月十七日

徳島県教育委員会教育長

榎

浩

一

徳島県立学校規則の一部を改正する規則

徳島県立学校規則（昭和三十三年徳島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第九条の四を第九条の五とする。

第九条の三第一項中「（昭和二十二年文部省令第十一号）」を削り、同条を第九条の四とする。

第九条の二を第九条の三とし、第九条の次に次の一条を加える。

（夜間中学の教育課程）

第九条の二 夜間において教育を行う徳島県立しらさぎ中学校においては、前条第二項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の規定に基づき、特別の教育課程を編成することができるものとする。

第二十三条第二項中「高等学校」を「徳島県立しらさぎ中学校及び高等学校」に改める。

第二十三条の二第三項中「入学できる」を「入学することができる」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 徳島県立しらさぎ中学校に入学することができる者は、前項の規定にかかわらず、小學校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部若しくは中学部における教育が受けられなかった者又は不登校その他の特別の事情により、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていないまま中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の中学部を卒業した者のうち再度中学校に入学することが適当であると校長が認める者とする。

第二十三条の三の見出し中「選抜」を「選抜等」に改め、同条第八項を第九項とし、同条第七項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第二項」を「第三項」に、「第九条の三第二項」を「第九条の四第二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 徳島県立しらさぎ中学校の入学は、前項の規定にかかわらず、入学許可申請書その他必要な書類及び面接の結果を資料として行う入学者の審査に基づいて、校長が、これを許可する。

第二十四条の二第三項中「第五項及び第六項」を「第六項及び第七項」に改める。

第二十七条第一項中「高等学校」を「徳島県立しらさぎ中学校の生徒（学齢を経過した者に限る。第三十六条第二項において同じ。）並びに高等学校」に改める。

第二十九条中「中学校」の下に「（徳島県立しらさぎ中学校を除く。）」を、「二年以内に」の下に「（徳島県立しらさぎ中学校にあつては、校長が認める期間内に）」を加える。

- 第三十六条第二項中「高等学校」を「徳島県立しらさぎ中学校の生徒又は高等学校」に、「後期課程又は」を「後期課程若しくは」に改める。
- 別表第六中「第九条の二」を「第九条の三」に改める。
- 別表第七中「第九条の三」を「第九条の四」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、徳島県立学校使用料、手数料徴収条例の一部を改正する条例（令和二年徳島県条例第四十七号）の施行の日から施行する。
 - 2 徳島県立高等学校通信教育規則の一部改正（徳島県立高等学校通信教育規則の一部改正）
を次のように改正する。
- 第九条中「第二十三条の二第二項」を「第二十三条の二第三項」に改める。